

## 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## MPIのFAQ解説 07

「後発品が先発品（準先発品）と同じ薬価になった場合の取り扱い」

日医工株式会社 学術部

作成：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美  
日医工医業経営研究所（日医工MPI）

監修：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4463 菊地祐男

資料No.20171026-476

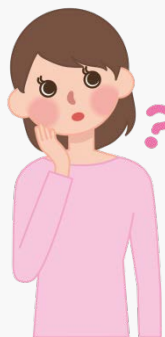


日医工株式会社

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

## 後発品の薬価が先発品（準先発品）と同額になると・・・

### 診療報酬上の取り扱い

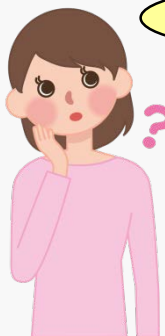


Q:後発品の薬価と先発品（準先発品）の薬価が同じになると診療報酬上の取り扱いはどのように変わりますか？



A:後発品の対照となる医薬品が、先発品と準先発品で取り扱いが異なります。

### 変更調剤



Q:後発品の薬価と先発品（準先発品）の薬価が同じになると変更調剤の対象からは外れますか？



A:先発品等と薬価が同額になった場合、診療報酬上の後発品ではなくなりますが、薬機法上の後発品であることに変わりはないので従来通り後発品への変更調剤は可能と解釈しています。

# 診療報酬上の取扱い（後発医薬品数量シェアの計算について）

MPI見解	後発品より薬価が		
	高い	同額以下	
先発品	「2」	☆	後発医薬品数量シェア計算の対象外となる
後発品	「3」	★	診療報酬上の後発品から除外され、後発医薬品数量シェア計算の対象外となる
準先発品	(空欄)	(空欄)	元々後発医薬品数量シェア計算の対象外であり、その取り扱いは変わらないが、薬価が後発品と同額以下になった場合は、準先発品ではなくなる
後発品	「3」	「3」	診療報酬上の後発品から除外されず、後発医薬品数量シェア計算の対象となる

凡例記載 ⇒ 診療報酬では先発品と準先発品は明確に分けられている 薬価基準収載品目リストより抜粋（厚労省HP）

なお、後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品としており、該当する品目には「★」印を付しています(1～5の資料)。「後発医薬品のある先発医薬品」であっても、後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない「後発医薬品のある先発医薬品」としており、該当する品目には「☆」印を付しています(5の資料)。  
また、「※」は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示します。

先発品のみ指定（準先発品は指定なし）

表示例 平成29年10月1日適用薬価基準収載品目リスト及び平成28年3月31日までの薬価基準収載品目リストを元に作成

薬価基準 収載医薬品コード	品名	2016年度薬価改定前			
		薬価	診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品	先発医薬品	各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報
3962002F2027	局 ムトグルコ錠250mg	10.20		先発品	2
3962002F2094	局 ムトホルミン塩酸塩錠250mgMT「日医工」	9.90	後発品		3
3962002F3023	局 ムトグルコ錠500mg	19.00		先発品	2
3962002F3112	局 ムトホルミン塩酸塩錠500mgMT「日医工」	10.40	後発品		3
3327002M1303	局 トランサミンカプセル250mg	10.40		準先発品	
3327002M1273	局 ヘキサトロンカプセル250mg	9.90	後発品		3
3327002M1281	局 トラネキサム酸カプセル250mg「トーワ」	9.90	後発品		3
3327002M1290	局 リカバリンカプセル250mg	9.90	後発品		3

2016年度薬価改定後			
薬価	診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品	先発医薬品	各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報
9.90		先発品	☆
9.90	★		★
16.70		先発品	2
9.90	後発品		3
9.90			
9.90	後発品		3
9.90	後発品		3
9.90	後発品		3

# 一般名処方加算について

2016年度診療報酬改定

2016年追加⇒

項目	算定基準	点数
一般名処方加算 1	後発医薬品がある全ての医薬品を一般名処方した場合(2品目以上)	3点
一般名処方加算 2	後発医薬品がある医薬品(先発品又は準先発品)を1品目でも一般名処方した場合	2点

## MPI見解

一般名処方加算は2016年度改定で「1」が追加された。

「【般】トラネキサム酸カプセル250mg」には準先発品と後発品が存在していた（前ページ表）。2016年度薬価改定で薬価が同額になったことで「2」の算定は出来なくなったが、「1」を算定するためには一般名で記載する必要がある。（準先発品は無くなったが、後発品は存在しているため）

また先発品と後発品の薬価が同額になった「【般】メトホルミン塩酸塩錠250mg:MT」は、一般名処方マスタから削除され、一般名処方加算の対象ではなくなった。（先発品は☆、後発品は★となったため）

2016年度薬価改定前（一般名処方マスタ） ⇒このリストに記載された品目は一般名処方加算（2点）が算定できた

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	同一剤形・規格内の最低薬価	備考 (効能違いなど)
内用薬	3327002M1ZZZ	【般】トラネキサム酸カプセル250mg	トラネキサム酸	250mg 1カプセル	9.90	
内用薬	3962002F2ZZZ	【般】メトホルミン塩酸塩錠250mg:MT	メトホルミン塩酸塩	250mg 1錠	9.90	先発品はメグルコ錠250mg
内用薬	3962002F3ZZZ	【般】メトホルミン塩酸塩錠500mg:MT	メトホルミン塩酸塩	500mg 1錠	10.40	先発品はメグルコ錠500mg

2016年度薬価改定後（一般名処方マスタ「加算1と2」）

「【般】トラネキサム酸カプセル250mg」は「1」のみ対象

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象	例外コード	同一剤形・規格内の最低薬価	備考
内用薬	3327002M1ZZZ	【般】トラネキサム酸カプセル250mg	トラネキサム酸	250mg 1カプセル	加算1		9.90	
内用薬	3962002F3ZZZ	【般】メトホルミン塩酸塩錠500mg:MT	メトホルミン塩酸塩	500mg 1錠	加算1,2		9.90	先発品はメグルコ錠500mg

「【般】メトホルミン塩酸塩錠250mg:MT」は削除

## 変更調剤について

2016年9月15日厚労省疑義解釈（その7）抜粋

### 【後発医薬品への変更調剤】

（問1）処方せんにおいて変更不可とされていない処方薬については、後発医薬品への変更調剤は認められているが、基礎的医薬品への変更調剤は行うことができるか。

（答）基礎的医薬品であって、平成28年3月31日まで変更調剤が認められていたもの（「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等）については、従来と同様に変更調剤を行うことができる。

なお、その際にも「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（平成24年3月5日付け保医発0305第12号）に引き続き留意すること。

### MPI見解

「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」“等”の“等”は診療報酬上の後発品でない薬機法上の後発品を指していると考えられる。

この疑義解釈は基礎的医薬品についての内容ではあるが、先発品と薬価が同額（又は高い薬価）になった後発品も同様である（従来と同様に変更調剤を行うことができる）と解釈される。